

衆議院決算行政監視委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 5 月 22 日（金）、第 3 回の委員会が開かれました。

- 1 ①平成 28 年度一般会計歳入歳出決算
平成 28 年度特別会計歳入歳出決算
平成 28 年度国税収納金整理資金受払計算書
平成 28 年度政府関係機関決算書
- ②平成 28 年度国有財産増減及び現在額総計算書
- ③平成 28 年度国有財産無償貸付状況総計算書
- ④平成 29 年度一般会計歳入歳出決算
平成 29 年度特別会計歳入歳出決算
平成 29 年度国税収納金整理資金受払計算書
平成 29 年度政府関係機関決算書
- ⑤平成 29 年度国有財産増減及び現在額総計算書
- ⑥平成 29 年度国有財産無償貸付状況総計算書
- ・全般的審査を行い、麻生財務大臣、森法務大臣、萩生田文部科学大臣、加藤厚生労働大臣、江藤農林水産大臣、梶山経済産業大臣、赤羽国土交通大臣、河野防衛大臣、西村国務大臣、平内閣府副大臣、稲津厚生労働副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行いました。
- (質疑者) 小林史明君 (自民)、川内博史君 (立国社)、矢上雅義君 (立国社)、青柳陽一郎君 (立国社)、後藤祐一君 (立国社)、赤嶺政賢君 (共産)

(全般的審査)

(質疑者及び主な質疑事項)

小林史明君 (自民)

行政改革

- ア テレワークの推進に向けて押印・書面・対面による手続等、各省庁等の法令に根拠がないもの見直しに取り組む必要性
- イ 新型コロナウイルス感染症の拡大により省庁業務が増加している中における国家公務員の人員増加の状況
- ウ 財務省・金融庁における役所内での手続の見直しについて、組織のトップが明確な指針を示すことに対する財務大臣の見解
- エ 共済組合における手続の見直しの必要性
- オ 金融業界における手続の見直しを促すため、金融庁として要請を行う必要性
- カ 各省庁において、テレワーク等の取組を推進するに当たり、機材やシステム対応への予算措置を十分に行う必要性

川内博史君 (立国社)

(1) 持続化給付金

- ア 補正予算において事務費として計上した金額の確認
- イ 持続化給付金事務事業の委託先である一般社団法人サービスデザイン推進協議会が、平成 28 年以降に委託事業を再委託した相手先の確認
- ウ 持続化給付金事務事業の再委託先の確認
- エ 4 月 6 日に一般社団法人サービスデザイン推進協議会が「jizokuka-kyufu.jp」のドメイン取得、翌日に持続化給付金が閣議決定、翌々日に経済産業省が公募をしたという事実確認
- オ 一般社団法人サービスデザイン推進協議会以外に応募した 1 社のドメイン名の確認
- カ 財務省通知「公共調達適正化について」において再委託禁止とあり、更に「補助金等に係る予

算の執行の適正化に関する法律」に照らし合わせても、不正が疑われる場合は調査すべきという意見に対する財務大臣の見解

キ 一般社団法人サービスデザインへの委託が当初から予定されていたものであるならば、官製談合防止法の観点から調査を行うべきであるという意見に対する公正取引委員会の見解

(2) 学校法人森友学園への国有地売却事案

ア 応接録があるにもかかわらず、「ない」と国会で答弁した回数を合計 69 回とした衆議院調査局の調査結果に対する財務省の見解

イ 応接録があることを認識しながら「ない」という答弁を作成していた経緯が財務省の報告書に出てこないことに鑑みて、再調査すべきとの意見に対する財務大臣の見解

矢上雅義君（立国社）

決算検査報告

ア 平成 28 年度報告「6 次産業化ネットワーク活動交付金等による事業の実施に当たり、事業主体から収益報告書を提出期限内に確実に提出させるよう是正改善の処置を求め、及び新商品に係る利益が発生していない場合に要因等を事業主体から報告させたり、サポート機関の更なる活用を図ったり、事業終了後 4 年目以降も利益の発生状況等について報告を徴したりするよう改善の処置を要求したもの」

a 指摘内容の確認

b 改善処置要求後に、農林漁業者等への働きかけなど「6 次産業化サポートセンター」活用のために講じた処置と活用実績の推移の確認

c 新商品開発に携わる「6 次産業化サポートセンター」職員の身分の確認

d 基本的なデータ収集が出来ておらず、状況を把握できないまま、これまで不適切に事業が推進されていたことに対する改善状況

e 新型コロナウイルス感染症の影響もあり景気後退の局面にある現在、令和 2 年までに 6 次産業化の市場規模を 10 兆円に増加させるという目標の見直しと 6 次産業化の事業者への支援が必要だという意見に対する農林水産省の見解

f 農漁業者の所得向上のためには、農漁業者が加工・販売にも直接かかわることが重要であり、そうした意欲のある農漁業者の育成・支援が更に必要だという意見に対する農林水産大臣の見解

イ 平成 29 年度報告「高校生等奨学給付金制度の実施に当たり、奨学給付金を学校が代理受領して授業料以外の教育費に充当することについて認めることを都道府県において制度化するなど、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）が授業料以外の教育費に確実に活用されるために必要な仕組みとなるための措置を講ずるよう意見を表示したもの」

a 指摘内容の確認

b この意見表示に対して行った対応策、及び、現状では状況が改善され、又は今後更なる改善の余地はあるのかについての確認

c 高校生等奨学給付金制度についての文部科学大臣の見解

ウ 平成 28 年度報告「介護給付費の算定に当たり、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の設定方法及び同一建物減算の趣旨を踏まえて保険給付の公平性が確保されるようにするために、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差違が生ずるなどすることのないようにするための措置を講ずるよう意見を表示したもの」に係る指摘内容の確認

青柳陽一郎君（立国社）

(1) 新型コロナウイルス感染症関係

ア 雇用調整助成金に関し、現在までの相談件数・申請件数・採択件数、及び申請手続をより円滑化させるために社会保険労務士を活用することに対する政府の見解

イ 政府が 5 月 14 日に表明した、休業者に直接給付する新たな制度創設に係る検討状況

ウ 持続化給付金に関し、支給対象の拡大を令和2年度第2次補正予算に盛り込むことに対する政府の見解

エ 学生支援緊急給付金に関し、学校ごとにあらかじめ学生数の枠を設けたり、支給対象が成績優秀者等に限定される場合があることは制度の趣旨・目的に合致しているのか否かに対する政府の見解

オ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、今後家計が急変する場合の学費減免や奨学金の支給に対する政府の見解

(2) IR（統合型リゾート）関係

ア 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、IRの整備推進に関しては、スケジュールありきではなく、リスク分析等も実施して見直す必要性

イ 横浜市の区域整備計画の申請に関し、4月13日の決算行政監視委員会における国土交通大臣の答弁内容と5月14日の横浜市議会における横浜市副市長の答弁内容の整合性

(3) 官民ファンドに関し、投資実績が少ないファンドやガバナンスに問題のあるファンドが見られる中、官民ファンドのガイドラインを見直し、適切に評価を行うとともに、設立目的に合わない官民ファンドについては統廃合することなどに対する政府の見解

後藤祐一君（立国社）

(1) 在日米軍関係経費の算定に厳しく臨むべきとの指摘に対する防衛大臣の見解

(2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」と同様に他の地方向け交付金についても用途の制限のない使い方を認める必要性

(3) 堤防等の未整備区間において浸水などの被害が発生していることについて、河川管理者である国、都道府県等の対応が進まない理由

(4) 文部科学省、経済産業省それぞれにおける核燃料サイクル予算の累計金額及び今後の見通し

(5) 黒川前東京高検検事長が新聞記者らと行った賭け麻雀

ア 賭博罪に当たる可能性

イ 人事院の定める指針では懲戒処分とされているものを訓告処分とした理由

ウ 黒川氏に国家公務員退職手当法に定める自己都合の場合の退職手当が満額支給される可能性

エ 賭け麻雀が賭博罪に当たる可能性があることから、同法第13条第2項による支給差止めについて検討する必要性

オ 黒川氏の勤務延長の理由とした「業務の継続的遂行への重大な障害」は後任の検事長が決まれば解消されるのかとの指摘に対する法務大臣の見解

赤嶺政賢君（共産）

(1) 観光産業に対する長期的な支援の必要性

(2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

ア 居住地に関係なく全ての国民が十分な支援を受けられるようにするため、交付金を抜本的に増額する必要性

イ 各地方自治体が必要な対策を継続できるようにするため、基金の造成等、使い勝手の良い交付金にする必要性

(3) 持続化給付金

ア 追加給付の必要性に関する経済産業大臣の認識

イ 給与所得や雑所得として申告しているフリーランスや個人事業主を早急に制度の対象とする必要性

ウ 今年創業した事業者

a 制度の対象にするか否かの確認

b 制度の対象にする場合、現行の制度で給付を行うか否かの確認

c 4月以降に創業した事業者も含めて幅広く給付を行う必要性に関する経済産業大臣の認識

(4) 雇用調整助成金

ア 厚生労働大臣が給付まで2週間としていたが、実際に要した期間

イ 特例措置の対象が20名以下の小規模事業主となっているが、柔軟に対応する必要性に関する厚生労働大臣の認識